平成２３年（フ）第３９６号
大阪市生野区小路２丁目１番１号　オレンジハウス小路603
債務者　栄伸技建こと上原栄晋こと　禹　　栄晋
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８号
大阪府八尾市北久宝寺２丁目１番３―607号、前住所大阪府八尾市春日町４丁目６番18号メゾンかすが403号
債務者　井上　善史
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４２号
大阪府高槻市天川町７番31―501号
債務者　佐藤喜久江
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２８号
大阪市旭区清水３丁目21番20号　ラフィーネ英光202
債務者　武田　政広
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３１号
大阪市平野区長吉出戸８丁目11番17―108号
債務者　石破　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３５号
大阪市生野区巽中１丁目４番26号　ベルクイン北巽406号
債務者　中川健一こと　鄭　　健一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３９号
大阪市住吉区杉本１丁目11番28号　メゾン住吉203号
債務者　河本　泰樹
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５号
青森県弘前市大字桔梗野３丁目10番地１　市営住宅Ｉ―102号
債務者　浅沼　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３７２６号
横浜市鶴見区下末吉４丁目24番16号
債務者　宇山　雅一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３号
横浜市港南区港南中央通９―14　ライオンズマンション港南中央305号室、住民票上の住所神奈川県横須賀市日の出町２丁目５番地７ミオカステーロ横須賀中央904
債務者　吉松　雅宏
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉215号、住民票上の住所横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉416号
債務者　小林政五郎
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３号
神奈川県大和市大和南１丁目13番13号
債務者　下田　文子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅３棟301号
債務者　成田　美香
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
横浜市旭区白根３丁目12番16号
債務者　高井　政義
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０号
横浜市旭区上川井町307番地２
債務者　鹿野　　悟
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０号
横浜市戸塚区柏尾町974番地　南山ハイム402号、住民票上の住所横浜市戸塚区前田町1251番地１　佐々木運輸内
債務者　米谷　広導
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部